

子供家庭支援センター事業実施要綱

(平成 7 年 1 0 月 2 3 日	7 福子推第	4 0 2 号	決 定)
(平成 9 年 1 月 1 4 日	8 福子推第	7 2 4 号	一部改正)
(平成 1 2 年 1 月 2 6 日	1 1 福子推第	8 1 2 号	一部改正)
(平成 1 2 年 1 2 月 2 1 日	1 2 福子推第	7 8 3 号	一部改正)
(平成 1 3 年 1 0 月 3 1 日	1 3 福子推第	6 1 8 号	一部改正)
(平成 1 5 年 3 月 3 1 日	1 4 福子推第	1 5 2 4 号	一部改正)
(平成 1 6 年 7 月 2 7 日	1 6 福子計第	5 4 7 号	一部改正)
(平成 1 8 年 1 月 1 9 日	1 7 福保子計第	7 1 2 号	一部改正)
(平成 1 8 年 1 2 月 8 日	1 8 福保子計第	5 7 4 号	一部改正)
(平成 2 1 年 6 月 1 日	2 1 福保子家第	1 4 4 号	一部改正)
(平成 2 2 年 3 月 1 9 日	2 1 福保子家第	1 2 3 9 号	一部改正)
(平成 2 2 年 7 月 1 日	2 2 福保子家第	1 7 0 号	一部改正)
(平成 2 3 年 3 月 3 1 日	2 2 福保子家第	1 1 4 4 号	一部改正)
(平成 2 4 年 6 月 2 1 日	2 4 福保子家第	2 1 2 号	一部改正)
(平成 2 6 年 3 月 2 4 日	2 5 福保子家第	1 3 3 9 号	一部改正)
(平成 3 0 年 3 月 3 0 日	2 9 福保子家第	1 6 3 8 号	一部改正)
(令和 5 年 3 月 2 3 日	4 福保子家第	2 5 3 3 号	一部改正)
(令和 6 年 6 月 3 日	6 福祉子家第	5 2 4 号	一部改正)

(目的)

第 1 区市町村が「子供家庭支援センター」(以下「センター」という。)を設置し、福祉、保健・医療、教育等の各分野の関係機関と連携しながら、子供と家庭に関する総合相談、子供家庭在宅サービス等の提供・調整及び地域組織化等を行うことにより、地域において子供と家庭に関する支援ネットワークを構築し、福祉の向上に寄与することを目的とする。

(実施主体)

第 2 この事業の実施主体は区市町村とする。ただし、特段の事情がある場合には、都へ事前協議の上、社会福祉法人等に委託することができる。

(支援対象)

第 3 センターの支援対象は、管内に所在するすべての子供(満 1 8 歳に満たない者をいう。以下同じ。)とその家庭(里親及び養子縁組を含む。以下同じ。)及び妊産婦等とする。なお、ヤングケアラーである子供についても、支援を行うこと。

(事業内容及び事業実施方法)

第 4 センターは、以下(1)から(4)までの事業を実施する。また、(5)の事業について実施できるものとする。

(1) 子供家庭総合ケースマネジメント事業

① 総合相談

ア 基本的考え方

センターは、区市町村における身近な相談機関として、子供と家庭に関するあらゆる相談に、一義的かつ総合的に対応する。

イ 事業内容

(ア) 相談の種類・方法等

- a センターは、子供及び保護者等からのあらゆる相談に応じるものとする。
- b センターは、相談者の問題やニーズに対して、調査及びアセスメントに基づいて個々に支援計画を立て、関係機関との連携・調整を図りながら、相談内容に応じた適切な指導・支援を行う。
- c 専門機関の対応を要すると判断されるものについては、当該専門機関へ紹介する等の措置をとる。
- d センターは、相談を受理した子供ごとに、児童記録票を作成・保管し、相談活動に役立てるものとする。

(イ) 相談時間

相談時間は、休日や夜間にも行うなど、利用者の利便を図ることを最優先に定めなければならない。

また、インターネット等を活用した相談の受付など、創意工夫に努めるものとする。

② 子供家庭在宅サービス等の提供・調整

ア 基本的考え方

センターは、子供と家庭に関する多様なニーズに対し、地域における子育て支援の社会資源を活用して、子供家庭在宅サービス等の提供及び調整を行う。

イ 事業内容

- (ア) センターは、センター及び他の児童福祉施設等において、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第3項の規定に基づく子育て短期支援事業（ショートステイ及びトワイライトステイ）や法第6条の3第7項の規定に基づく一時預かり事業等を提供・調整するほか、地域のニーズに応じた子育て支援サービスの実施に努めなければならない。

- (イ) センターは、地域において実施されている子供家庭在宅サービス、区市町村独自の子育て支援サービス及び民間団体が実施する子育て支援サービス等の実施状況を把握し、インターネットを活用して広く情報を提供するなど、子育て家庭の利便性の向上及び各種サービス利用の円滑化等に努める。

③ 児童虐待相談等の連絡・調整

ア 基本的考え方

センターと児童相談所は、「児童虐待相談等の連絡・調整に関する基本ルール（東京ルール）」（以下「東京ルール」という。）に基づき、センターと児童相談所が相互の共通理解のもと、児童虐待相談等に適切に対応する。

イ 事業内容

以下の内容について、東京ルールに基づき児童相談所と連携して対応する。

- (ア) センターから児童相談所への連絡・調整（「情報提供」、「援助要請」、「送致」、「通知」）

- (イ) 児童相談所からセンターへの連絡・調整（「情報提供」、「協力依頼」、「送致」、「指導委託」）

(2) 地域組織化事業

① 基本的考え方

センターは、地域において住民の自助・共助の子育て支援活動等を促進するとともに、地域の実情にあったサービスの開発を進める活動を積極的に支援する。

② 事業内容

センターは、センター又は関連の公共施設等を利用して次の活動を行う。

ア 子育てグループ等地域グループの活動支援

イ ボランティア育成のための講座の開催、ボランティアに関する情報提供及び活用
ウ 相談の結果分析やアンケート調査等による地域の福祉ニーズの調査研究

③ その他

子育てひろば事業（地域子育て支援拠点事業）実施要綱（平成3年12月25日付3福児育第452号）第4の2（6）に規定する地域支援又は利用者支援事業実施要綱（平成27年6月18日27福保子計第258号）の規定に基づく利用者支援事業による実施も差し支えない。

(3) 養育支援訪問事業及び子育て世帯訪問支援事業

① 基本的考え方

養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、センター職員等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する。

② 事業内容

センターは、法第6条の3第5項の規定に基づく養育支援訪問事業及び法6条の3第19項に基づく子育て世帯訪問支援事業を実施する。

(4) 在宅サービス基盤整備事業

① 基本的考え方

区市町村は、地域における在宅サービスの担い手となりうる養育家庭の拡充に向け、センターが中心となり、地域住民への養育家庭制度普及等の活動を行う。

② 事業内容

ア センターは、広報等での養育家庭制度の紹介、養育家庭制度に関するリーフレットの作成・配布、養育家庭体験発表会の開催など、養育家庭制度の普及等の活動を行う。

イ 第6の(2)に規定する子供家庭支援ワーカーは、地域住民からの養育家庭制度に関する問合せへの対応、児童相談所等の関係機関との連絡調整などに当たるものとする。

(5) 専門性強化事業

① 虐待対応の強化

ア 基本的考え方

センターに、第6の(3)に規定する虐待対策ワーカー（以下同じ。）を基本分として1名、加算分として児童人口の規模に応じた人数を増配置することで、個別ケースへの支援や養育支援訪問事業を強化する取組を実施する。

イ 事業内容

(ア) 虐待対応を強化するため、センターに虐待対策ワーカーを増配置し、虐待通告時における迅速な調査、児童の安全確認、面接、指導等を複数の職員により行う。

(イ) 増配置された虐待対策ワーカーは、上記(3)「養育支援訪問事業」に挙げられた取組を実施し、要支援家庭に対して継続的に訪問、面接、指導等を行う等、児童虐待対応を強化する。

② 心理的ケアへの取組

ア 基本的考え方

センターに心理専門支援員を配置することで、子供や保護者に対する心理学的側面からの支援を可能にする。

イ 事業内容

(ア) 子供や保護者等の心理的側面からのケア

(イ) 保育所や子育てひろば等の関係機関に対する支援の方法のスーパーバイズ等

(職員)

第5 センターには、(1)子供家庭支援センター長（以下「センター長」という。）、(2)子供家庭支援ワーカー及び(3)虐待対策ワーカーの職務を行う職員を置くものとし、(4)専門相談員、(5)地域活動ワーカー、(6)心理専門支援員、(7)虐待対策コーディネーター及び(8)主任虐待対策ワーカーを置くことができる。

（職員の職務）

第6 センターにおける職員のそれぞれの職務については、以下のとおりとする。

(1) センター長

① 職務

センター長は、センターを代表し、センター業務の管理責任を負う。

なお、センター職員に対して、都が実施する研修を計画的に受講させる等、資質向上のための手段を講じなければならない。

② 従事する職員

センター長の職務に従事する職員は、管理職級の専任とすることが望ましい。

なお、センター長は、子供家庭支援ワーカー、虐待対策ワーカー、専門相談員、地域活動ワーカー、心理専門支援員、虐待対策コーディネーター及び主任虐待対策ワーカーを兼務することはできない。

(2) 子供家庭支援ワーカー

① 職務

子供家庭支援ワーカーは、次の職務を行う。

ア 総合相談

イ 子供家庭在宅サービスや養育支援訪問事業の提供・調整

ウ 養育家庭制度に関する情報提供及び児童相談所等との連携（在宅サービス基盤整備事業実施センターに限る。）

エ 他機関等との連携

② 従事する職員

子供家庭支援ワーカーの職務に従事する職員は、3名とし、うち2名は常勤職員（1年以上引き続き雇用されることが見込まれ、1週間の所定労働時間が30時間以上である職員のことをいう。以下同じ。）とする。

なお、子供家庭支援ワーカーは、虐待対策ワーカーをもって代えることができる。

③ 資格

社会福祉士、保健師等の資格を有する者又は子供の相談援助活動の実務経験が豊富な者とする。

(3) 虐待対策ワーカー

① 職務

虐待対策ワーカーは、次の職務を行う。

ア 虐待相談

イ 虐待が認められる家庭等への支援

ウ 支援を特に必要とする家庭への相談・支援（養育支援訪問事業）

エ 児童相談所、保健所、保健センターなど他機関等との連携及び調整

② 従事する職員

虐待対策ワーカーの職務に従事する職員は1名以上とし、少なくとも1名は専任の常勤職員とする。

- ③ 資格
法第13条第3項各号のいずれかに該当する者とする。
- (4) 専門相談員
 - ① 職務
専門相談員は、保健、医療、法律、教育等の専門分野に係る利用者からの相談に応じる。
 - ② その他
専門相談員は、必要に応じ、子供家庭支援ワーカーが兼任することができる。
- (5) 地域活動ワーカー
 - ① 職務
地域活動ワーカーは、センターにおいて地域組織化事業を担当する。
 - ② 資格
子供及び子育て中の親のグループ活動の指導者経験を併せ持つ者等、子供・家庭に関し知識、経験及び熱意を有する者とする。
 - ③ その他
地域活動ワーカーは、必要に応じ、子供家庭支援ワーカーが兼任することができる。
- (6) 心理専門支援員
 - ① 職務
 - ア 子供や保護者等の心理的側面からのケア
 - イ 保育所や子育てひろば等の関係機関が行う支援方法のスーパーバイズ等
 - ② 資格
公認心理師、臨床心理士、臨床発達心理士、大学や大学院において心理学を専攻し卒業した者等、心理学的側面からの援助ができる者とする。
 - ③ 配置
常勤職員1名以上、又は非常勤職員（常勤職員以外の職員をいう。以下同じ。）2名以上とする。
- (7) 虐待対策コーディネーター
職務内容等は、虐待対策コーディネーター事業実施要綱（平成26年3月24日付25福保子家第1341号）に規定する。
- (8) 主任虐待対策ワーカー
職務内容等は、子供家庭支援センター地域支援力強化事業実施要綱（平成31年4月1日31福保子家第31号決定）に定められている主任虐待対策ワーカー事業に規定する。

（他機関との連携）

- 第7 第4に定めるセンターの事業を円滑かつ効率的に実施するために、センターは、児童相談所、保健所、保健センター、児童委員、主任児童委員、教育委員会、学校、医療機関、警察その他地域の関係機関との連携の確保に努めなければならない。
- 2 センターを設置する区市町村は、上記連携を進め、センターを核とした関係機関によるネットワークを構築し、地域における総合的な相談・支援体制を確立するため、法第25条の2第1項に規定する要保護児童対策地域協議会を設置するものとする。この場合、法第25条の2第4項に規定する要保護児童対策調整機関を、センターが担うことにより実施することが望ましい。
 - 3 センターは母子保健部門と連携して妊娠期から包括的な相談支援等を行い、虐待の未然防止を図るものとする。

(運営協議会)

第8 区市町村は、センターの活動に住民の意思を反映させるとともに、その運営を円滑に行うため、地域社会の人々から構成される運営協議会（以下「協議会」という。）を設置することが望ましい。

2 協議会の構成員は、次の者を参考に適宜選任する。

- (1) 児童委員、主任児童委員
- (2) 自治会、子供会、PTA等の役員など地域の住民代表
- (3) 企業、特定非営利活動法人、ボランティア団体、医師会、商工会等の民間団体
- (4) 学識経験者
- (5) 区市町村主管部課及び関係機関の職員

3 協議会は、センターの基本的な活動内容及び運営について検討し、区市町村長に対し必要な意見を述べるほか、センターの活動に参加・協力するものとする。

4 協議会の運営方法については、各協議会で定めるものとする。

なお、地域の児童の意見も反映させるよう、必要な措置を講じるものとする。

5 協議会の庶務は、センター又はセンター事業所管課で行う。

6 区市町村長は、協議会の意見を尊重し、センターの運営に反映させるよう努めなければならない。

(施設)

第9 センターには、相談室、地域活動室、交流スペース、事務室を設けることを標準とする。ただし、相談室については、必ず設けなければならない。

(秘密の保持)

第10 本事業を実施する区市町村及び社会福祉法人の職員並びにその他この事業に携わる者は業務遂行上知り得た情報について、当該業務遂行以外に用いてはならず、漏らしてはならない。その職務を退いた後も同様とする。

また、社会福祉法人に委託して行う場合には、区市町村は秘密の保持について、当該法人の指導に努めるものとする。

(小規模型)

第11 町村は、地域の実情に応じ、小規模型のセンターを実施することができる。小規模型のセンターを実施する場合、第4に規定する実施事業及び第5に規定する職員については以下のとおりとし、その他の事項については本要綱の規定に準じることとする。

(1)実施事業

第4の(1)及び(2)の事業を実施する。また、(4)及び(5)の②の事業を実施することができる。

(2)職員

第6の(1)センター長及び(2)子供家庭支援ワーカーを置くものとし、(4)専門相談員、(5)地域活動ワーカー及び(6)心理専門支援員を置くことができる。

子供家庭支援ワーカーの職務に従事する職員は2名以上とし、専任の常勤職員、他の児童福祉事業を兼務する常勤職員又は専任の非常勤職員とする。ただし、常勤職員は1名以上置くものとする。

附 則

この要綱は、平成7年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 8 年 4 月 1 日から適用する。
附 則
この要綱は、平成 1 1 年 4 月 1 日から適用する。
附 則
この要綱は、平成 1 2 年 4 月 1 日から適用する。
附 則
この要綱は、平成 1 3 年 4 月 1 日から適用する。
附 則
この要綱は、平成 1 5 年 4 月 1 日から適用する。
附 則
この要綱は、平成 1 6 年 8 月 1 日から適用する。
附 則
この要綱は、平成 1 7 年 4 月 1 日から適用する。
附 則
この要綱は、平成 1 8 年 4 月 1 日から適用する。
附 則
この要綱は、平成 2 1 年 4 月 1 日から適用する。
附 則
この要綱は、平成 2 2 年 3 月 1 日から適用する。
附 則
この要綱は、平成 2 3 年 4 月 1 日から適用する。
附 則
この要綱は、平成 2 4 年 4 月 1 日から適用する。
附 則
この要綱は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。
附 則
この要綱は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。
附 則
この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。
附則
この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。